

奥州市水道事業告示第2の2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、奥州市水道事業の業務に係る公金の収納事務を、下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号）第26条の4第1項の規定によりその旨を告示する。

平成28年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

- 1 業 務 名 奥州市水道料金等コンビニエンスストア収納業務
- 2 契 約 日 平成28年4月1日
- 3 委 託 期 間 自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日
- 4 委 託 の 内 容 水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、市営浄化槽使用料及び汚水施設使用料等の収納の事務
- 5 契 約 相 手 （住 所）東京都文京区本郷3丁目33番5号  
（名 称）三菱UFJニコス株式会社  
（代表者）代表取締役社長 井上 治夫
- 6 受 託 者 が 提 携 す る コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 一 覧  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
株式会社ローソン  
株式会社ファミリーマート  
株式会社サークルKサンクス  
山崎製パン株式会社  
ミニストップ株式会社  
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン  
株式会社ポプラ  
株式会社スリーエフ  
国分グローサーズチェーン株式会社  
株式会社セーブオン  
株式会社ホットスパークコンビニエンスネットワークス  
株式会社ココストア  
株式会社しんきん情報サービス  
株式会社セコマ  
株式会社エブリワン